

## ※廃棄物減量等推進審議会の関係法令等（抜粋）

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

### 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（廃棄物減量等推進審議会）

第1条の2 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項、その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15名以内をもって構成する。

4 委員は、住民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

（廃棄物減量等推進審議会の運営）

第2条 条例第1条の2第1項に規定する瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集する。

5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審議会の庶務は、環境課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

## ※一般廃棄物処理基本計画の関係法令等（抜粋）

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

### 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（一般廃棄物処理計画）

第2条 一般廃棄物処理計画は、法第6条第1項の規定により、市長が定めるものとする。

2 前項の処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に定める処理基本計画及び処理実施計画とする。

3 市長は、処理基本計画又は処理実施計画を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更したときも同様とする。

## ※廃棄物処理手数料の関係法令等（抜粋）

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（地方公共団体の処理）

第十三条 第十一条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

### 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（市が処理する産業廃棄物）

第6条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物の種類及び処理の区分については、市長が告示するものとする。

（処理手数料等）

第9条 市長は、市の区域内における一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに、法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処理費用について、別表の金額を徴収する。

（手数料の減免）

第10条 市長は、次の各号の一に該当するものに対しては、前条に規定する一般廃棄物の処理手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けている者
- (2) 天災、その他の災害を受けた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

## 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(粗大ごみの収集運搬)

第13条の2 条例第9条及び別表の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分のうち、市民からの申込みにより粗大ごみの戸別収集、運搬する特別な理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、1回分の重量は350キログラム以内とする。

- (1) 高齢者世帯(65歳以上)で、焼却場又は埋立処分場へ持込ができないとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(手数料等の納付)

第14条 条例第8条の規定による許可申請手数料並びに条例第9条の規定による一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の納付は、次のとおりとする。

- (1) 収集袋又はシールによるものについては、それぞれ瑞浪市指定ごみ収集袋(様式第22号)又は家庭用不燃ごみシール(様式第23号)を購入することにより、納付したものとみなす。
- (2) 納付書を発行するものについては、納付書を発行した日から20日以内に瑞浪市指定金融機関、瑞浪市指定代理金融機関又は瑞浪市収納代理金融機関に納付する。

(処理手数料の減免申請)

第15条 条例第10条の規定による処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第24号)を市長に提出しなければならない。

別表（第9条関係）

排出形態	廃棄物区分		取扱区分		処理手数料又は 処理費用
生活系	一般廃棄物	可燃ごみ	収集袋による収集・運搬及び処分	大20枚入り1袋につき	740円
				小20枚入り1袋につき	450円
			焼却場持込処分	50キログラムごとに	250円
		不燃ごみ	収集袋による収集・運搬及び処分	大20枚入り1袋につき	860円
				小10枚入り1袋につき	258円
			シールを貼り付けた不燃ごみ1個の収集・運搬及び処分	10枚入り1袋につき	860円
			埋立処分場持込処分	50キログラムごとに	160円
		粗大ごみ	特別な理由による申込の戸別収集・運搬	1回につき	2,000円
		し尿	収集・運搬及び処分	18リットルごとに	220円
		浄化槽汚泥	許可業者によるし尿処理施設持込処分	18リットルごとに	5円
	特定家庭用機器	指定場所持込	家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）1台につき	2,000円	
事業系	一般廃棄物	可燃ごみ	事業者、許可業者の焼却場持込処分	50キログラムごとに	440円
		不燃ごみ	事業者、許可業者の埋立処分場持込処分	50キログラムごとに	280円
	産業廃棄物	可燃ごみ	事業者の焼却場持込処分	50キログラムごとに	500円
		不燃ごみ	事業者の埋立処分場持込処分	50キログラムごとに	320円